

2018年5月29日(火) HP公開以降の更新履歴

更新 月日	設置 ファイル名	更新 ページ	項目	更新内容	
				変更前	変更後
5/24	公募要領	P23	<b>3</b> -1(4) 補助対象範囲 区分:設備費 対象:専有部 項目:高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	対象範囲:主たる居室	対象範囲:居室に限る
5/24	公募要領	P23	<b>3</b> -1(4) 補助対象範囲 区分:設備費 対象:専有部 項目:パネルラジエーター	対象範囲:専有部全般	対象範囲:居室に限る
5/24	公募要領	P23	<b>3</b> -1(4) 補助対象範囲 区分:設備費 対象:専有部 項目:温水式床暖房	対象範囲:主たる居室	対象範囲:居室に限る
5/25	公募要領	P23	<b>3</b> -1(4) 補助対象範囲 区分:設備費 対象:専有部 項目:高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	要件・仕様:主たる居室に設置する個別エアコンはエネルギー消費効率、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分(い)を満たす機種であること。	要件・仕様:主たる居室に設置する個別エアコンはエネルギー消費効率、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分(い)を満たす機種であること。 その他の居室に設置する個別エアコンを補助対象機器とする場合は、主たる居室と同要件を満たすこと。
5/29	公募要領	P11	<b>2</b> -1(3) 補助対象事業者	② 個人または不動産業以外の法人※であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。 ※定款等で不動産業を営んでいないことを示すことができる法人。	② 個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。
5/29	公募要領	P15	<b>2</b> -2 ZEHデベロッパーとは 「ZEHデベロッパーの役割と申請者との関係」図中	補助対象事業者 (申請者) ※個人、不動産業以外の法人に限る	補助対象事業者 (申請者) ※個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人に限る
5/29	公募要領	P23	<b>3</b> -1(4) 補助対象範囲 区分:設備費	対象:専有部 共用部 共通	対象:専有部 共用部 共通 ※10
5/29	公募要領	P24	<b>3</b> -1(4) 補助対象範囲 欄外	※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。 但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。	※2 主たる居室は導入必須とし、設置する個別エアコンは区分(い)であること。 但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。
5/29	公募要領	P24	<b>3</b> -1(4) 補助対象範囲 欄外	(記載なし)	※10 8地域で、3-2 「8地域における要件」(P26)に示す要素を導入する事業においては、以下の設備・建材を補助対象とする。 ①通風の積極利用に資するもの(開口部、欄間付建具、格子戸、通風制御システムなど) ②効果的な日射遮蔽に資するもの(外付けルーバー等) (庇、オーニング、テント、屋内ブラインド、カーテン類は補助対象外)
5/30	公募要領	P34	<b>2</b> -11 取得財産の管理 <財産処分について>	・減価償却方法は「定率法」を採用する。	・減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。